



国総国物第241号

許 可 書

株式会社日本サルベージサービス
代表取締役 大崎 康弘 殿

平成28年12月2日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の経営については、貨物利用運送事業法第20条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

利用運送機関の種類 航空貨物運送
業務の範囲 国際運送に係る宅配便事業

平成29年3月27日

国土交通大臣 石井 啓

